

軽度者に対する福祉用具貸与
(例外給付) に関する Q&A

門真市

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関する Q&A

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）の取り扱いについてお示しします。

問1

軽度者に対する福祉用具貸与理由書（以下、理由書という。）を提出して、算定はいつからになるか。

（答）

門真市 高齢福祉課へ理由書提出された日の属する月から算定できます。

注意 福祉用具貸与理由書の提出を忘れた場合、遡及しての算定はできません。

問2

認定結果が出るまでの暫定ケアプラン作成時に理由書を提出し、福祉用具貸与を利用することは可能か。

（答）

認定申請日以降の暫定ケアプラン作成にあたり、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議での当該福祉用具の必要性が認められた場合は理由書の提出が可能で、原則として保険者確認日以降に暫定の貸与を開始できます。

ただし、認定確定前であるため、認定結果が非該当や認定確定前の資格喪失等により保険給付を遡及して受けられなくなる場合など、自己負担が生じる可能性について利用者に説明してください。

問3

問2の事例で理由書を提出し貸与を開始している場合で、認定結果の確定後に理由書の再提出は必要か。

（答）

改めての提出は不要です。

ただし、認定結果確定後に新たな貸与品目の福祉用具が追加される場合は再提出してください。

（問4参照）

問4

理由書提出後に貸与する福祉用具を追加（変更）する場合は、理由書の再提出は必要か。

（答）

貸与品目の追加または変更について、サービス担当者会議において必要性が認められた場合は、貸与開始前に再提出してください。

なお、同一種目内で機能差のない貸与品目へ変更する場合は提出不要です。

問5

例外給付による貸与を開始している利用者が、更新時期となった。更新後も継続利用する必要がある場合、理由書の再提出は必要か。

(答)

「軽度者に対する福祉用具貸与理由書の作成及び提出について」2ページ ◆理由書提出の際の留意事項 ②再提出の時期をご確認ください。

問6

市外から門真市内に転入してきた被保険者が、転入前の市町村で例外給付の確認を受けていた場合、門真市に理由書の提出が必要か。

(答)

保険者が確認する必要があるので、門真市に対して申請が必要です。

問7

福祉用具の例外給付にあたり、サービス担当者会議を開催したが、緊急だったため、主治医の意見聴取が間に合わなかった。サービス担当者会議開催後に主治医の意見は聴取したが、例外給付の対象となるか。

(答)

主治医による医学的所見に基づき、厚生労働省告示に定める状態像に相当することが確認された場合であって、サービス担当者会議によりその必要性を判断したものについて、保険者が必要性を確認することが例外給付の要件となります。そのため、主治医による医学的所見がなく、サービス担当者会議での必要性の判断のみであっては例外給付に相当する旨の確認を行うことができないため、保険給付の対象となりません。

どうしても文書や直接聴取する等の方法で主治医の意見をもらうことが難しい場合は、病院のケースワーカー等を介して主治医の意見をもらってください。その場合は、経緯を支援経過にしっかり記録するようにしてください。

また、主治医による医学的所見のみで、サービス担当者会議が開催されていない場合も同様に保険給付の対象となりません。

問8

医学的な所見について、厚生労働省告示における例外基準の類型に相当しない旨であった。サービス担当者会議においては必要である結論であるが、この場合は例外給付の対象とならないか。

(答)

主治医の意見に基づいて例外的に給付を認める制度です。

医師の医学的な所見において例外基準の類型に相当しないときは、サービス担当者会議により必要性を判断したとしても保険給付の対象となりません。